

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年3月8日

千葉県競馬組合 管理者

千葉県知事 鈴木 栄治

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名及び数量 騎手浴場・騎手ルーム清掃及び検量室ゼッケン洗い業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 船橋市若松1丁目2番1号 船橋競馬場内
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札の方式 この案件は、紙入札方式で実施する。

### 2 入札に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、建物管理・清掃においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

### 3 入札参加資格の制限

次に掲げる制限を付す。

- ・直近3年間において、千葉県競馬組合と契約実績がある者
- ・直近3年間において、他の公営競技において本件と同種の業務について契約実績がある者（条件に当てはまる場合は、履行実績証明書を提出すること）

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先  
〒273-0013 船橋市若松1丁目2番1号  
千葉県競馬組合 業務課 管理衛生班 電話047-431-2156

(2) 入札説明書の交付期間

平成31年3月8日(金)午前9時30分から平成31年3月19日(火)  
午後5時まで

(3) 入札書提出及び開札の日時及び場所

平成31年3月26日(火)午後2時  
千葉県競馬組合管理棟2階会議室

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 千葉県競馬組合財務規則第90条及び第95条の規定による

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日前日までの間において、千葉県競馬組合管理者から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認申請書等」という。)を提出し、入札に参加するものに必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加するものに必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

イ 資格確認申請書等の提出期限等

a 提出期限 平成31年3月19日(火)午後5時まで

b 提出先 4の(1)と同じ

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した委託業務を遂行できると千葉県競馬組合管理者が判断した入札者であって、千葉県競馬組合財務規則第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し

落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めた場合であっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(9) この通知に係る契約は、平成31年度歳入歳出予算が千葉県競馬組合議会において議決されないときは成立しません。

(10) その他 詳細は、仕様書等による。